

子子発 0617 第 1 号
社援保発 0617 第 1 号
障障発 0617 第 1 号
老推発 0617 第 1 号
老高発 0617 第 2 号
老振発 0617 第 1 号
老老発 0617 第 1 号
国 水 環 第 2 6 号
令和元年 6 月 17 日

都 道 府 県
各 指 定 都 市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長
厚生労働省社会・援護局保護課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室長
厚生労働省老健局高齢者支援課長
厚生労働省老健局振興課長
厚生労働省老健局老人保健課長
(公 印 省 略)

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課長



(印影印刷)

社会福祉施設等における津波の避難に関する計画の作成及び
避難訓練の実施の促進について（周知及び指導・助言依頼）

日頃より社会福祉施設等の非常災害対策にご尽力いただきありがとうございます。

津波対策については、本年 5 月の中央防災会議において「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」を改定するなど、南海トラフ地震を想定した備えが一層求められています。また、平成 28 年熊本地震や平成 30 年北海道胆振東部地震など、近年震度 7 を観測する地震が各地で発生していることから、全国で地震に伴う津波対策を推進する必要があります。

ます。津波は台風等と異なり地震発生後のわずかな時間で来襲することがあり、事前に予測することが困難であることから、児童、障害者、高齢者等の災害時に避難に時間を要する要配慮者が多数利用する社会福祉施設等は、地震に伴う津波災害に備えた十分な避難対策を講じておく必要があります。

各都道府県・指定都市・中核市におかれましては、下記の事項について、管内の市町村並びに社会福祉施設等、関係機関及び関係団体へ広く周知いただくとともに、社会福祉施設等において早期に避難に関する計画を作成し、計画に基づく避難訓練を実施いただくよう、集団指導や実地指導等の機会を通じて適切な指導・助言をお願いします。

指導・助言に当たっては、民生（福祉）主管部局は、危機管理部局や土木部局と連携し、津波による浸水が想定される土地にある施設の情報共有を行い、また、合同で計画及び避難訓練の必要性を施設へ周知する等、計画の作成等が一層促進されるよう対応をお願いします。

記

1. 非常災害対策計画の作成及び避難訓練の実施について

社会福祉施設等のうち、厚生省令又は厚生労働省令※₁（厚生労働省所管）で規定されている施設・事業所（訪問系サービスを除く）には、施設等が属する地域・地形によって起こりうる災害に網羅的に対応できる非常災害対策計画の作成及び避難訓練の実施が原則義務づけられています。

津波による浸水が想定される土地に立地している社会福祉施設等においては、地震や水害・土砂災害発生時のみならず、津波の発生時においても、円滑かつ迅速な避難が必要であることから、津波発生時の避難対応も含めた非常災害対策計画を作成しておく必要があります。

津波による浸水が想定される土地については、各都道府県が津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号。以下「津波防災地域づくり法」という。）第 8 条に基づき「津波浸水想定」を公表※₂していますので、参考にした上で、津波による浸水が想定されている区域内にある社会福祉施設等であるにもかかわらず、非常災害対策計画が津波を想定したものになっていない場合には、津波注意報・警報等が発表された場合の対応を追記する等、内容の見直しをお願いします。

※ 1 例：指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホームの場合）

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準

（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 39 号）

（非常災害対策）

第二十六条 指定介護老人福祉施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

※2 津波浸水想定公表状況については以下のURLでご確認いただけます。

<http://www.mlit.go.jp/common/001267694.pdf>

津波浸水想定が設定されていない都道府県においては、都道府県（又は市町村）が公表する津波浸水実績図等から津波による浸水リスクをご確認いただけます。

2. 避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について

社会福祉施設等のうち、津波防災地域づくり法（国土交通省所管）第54条第4項に基づき市町村地域防災計画に定められた津波災害警戒区域内の避難促進施設※3には、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務づけられています。

避難促進施設において、避難確保計画の作成方法がわからない場合には、国土交通省のHPで作成の手引き※4を公表していますので、参考にした上で、当該計画の作成をお願いします。

※3 避難促進施設（津波防災地域づくり法第71条）

次のいずれかにあたるもの。

- 二 社会福祉施設、学校、医療施設、その他主として防災上配慮を要する者が利用する施設のうち、その利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要があるものとして政令で定めるもの

※4 ① 要配慮者利用施設（医療施設を除く）に係る避難確保計画作成の手引き（津波編）」（平成29年1月 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室）

http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibu/pdf/hinankakuho_tebiki_tsunami201701.pdf

② 医療施設等（病院、診療所、助産所、介護老人保健施設等）に係る避難確保計画作成の手引き（津波編）」（平成29年1月 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室）

http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibu/pdf/hinankakuho_tebiki_tsunami_iryoku201701.pdf

3. その他

- ・ 社会福祉施設等が、非常災害対策計画及び避難確保計画を作成するに当たっては、予め近隣の避難場所を把握しておく必要があります。市町村が定める避難場所の所在地等は市町村の地域防災計画や津波避難計画において確認することができます。

- ・ 避難確保計画は非常災害対策計画に必要事項を追記する形で作成することが可能ですが、市町村への提出が必要と定められていますので、その提出につき遺漏のないようお願いします。各計画において必要とされている記載項目については、別紙比較表をご確認ください。
- ・ 厚生省令又は厚生労働省令に基づく避難訓練と津波防災地域づくり法に基づく避難訓練は、別々に実施する必要はありません。避難訓練後に計画の検証や見直しをすることで実効性の高い計画にすることが重要です。

【問い合わせ先】

○厚生労働省

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

調整係長 松浦（内線 4964）

調整係 工藤（内線 4960）

T E L : 03-5253-1111（代表） F A X : 03-3595-2749

厚生労働省社会・援護局保護課

予算係長 近藤（内線 2824）

予算係 西（内線 2824）

T E L : 03-5253-1111（代表） F A X : 03-3592-5934

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

福祉財政係長 塚田（内線 3035）

福祉財政係 元木（内線 3035）

T E L : 03-5253-1111（代表） F A X : 03-3591-8914

厚生労働省老健局高齢者支援課

施設係長 中村（内線 3928）

施設係 黒木（内線 3927）

T E L : 03-5253-1111（代表） F A X : 03-3503-3670

○国土交通省

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

課長補佐 相澤（内線 35439）

津波水防係長 西（内線 35457）

T E L : 03-5253-8111（代表） F A X : 03-5253-1603